**平成２４年（フ）第３９２号**
静岡県御殿場市二の岡１丁目22番33号　コルディアル103、前住所静岡県富士市鵜無ケ渕299番地の11
債務者　多田千代美
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第２１５１号**
名古屋市中川区中須町字辻ノ上150番地の35レオパレス中須町105号
債務者　平山　幸治
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１１１４号**
京都府向日市寺戸町西ノ段11番地の４
債務者　高木　　優
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２１６号**
京都市北区大北山原谷乾町40番地77
債務者　岡田　敏一
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２２８号**
京都市伏見区雁金町709番地６
債務者　井上タクシーこと　井上新一郎
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３２５号**
京都市中京区堺町通姉小路下る大阪材木町687番地　第２パールハイツ402
債務者　成瀬　裕二
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３９８号**
京都府京田辺市大住関屋31番地の４　喜多源マンション23
債務者　山本　久子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８５号**
香川県高松市松島町１丁目４番13号
債務者　小國みち子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第７２号**
山形県鶴岡市淀川町22番26号　ヨドハイツ202号室、前住所山形県鶴岡市朝暘町32番29号　梅田７―205号室
債務者　佐藤加寿子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２４年（フ）第７４７号**
北九州市小倉北区日明４丁目９番13―103号
債務者　仲野　謙治
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第７１０号**
仙台市青葉区愛子中央３丁目19番21号　コーポ広瀬102号、住民票上の住所宮城県大崎市鳴子温泉字川端14番地11
債務者　渡部　秀俊
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１７号**
茨城県日立市鹿島町２丁目19番10―110号
債務者　大窪　和彦
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２４年（フ）第１１９号**
茨城県北茨城市中郷町松井1962番地の２
債務者　黒澤　篤史
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２４年（フ）第１３９号**
茨城県高萩市大字島名2129番地の１
債務者　木崎　吉泰
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２４年（フ）第１４１号**
茨城県北茨城市磯原町木皿678番地８
債務者　木村　克也
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２４年（フ）第２０８号**
三重県鈴鹿市稲生町8304―58　エスポワールホンダ　Ｄ棟208号室、住民票上の住所大阪府八尾市長池町２丁目83番地の30　ヴィラロイヤルシティー１―202号
債務者　粕田　丈円
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２１４号**
三重県鈴鹿市中旭が丘１丁目５番25号　クレールケイ１―Ａ
債務者　岡　美佐緒
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
津地方裁判所破産係